

## 告 示

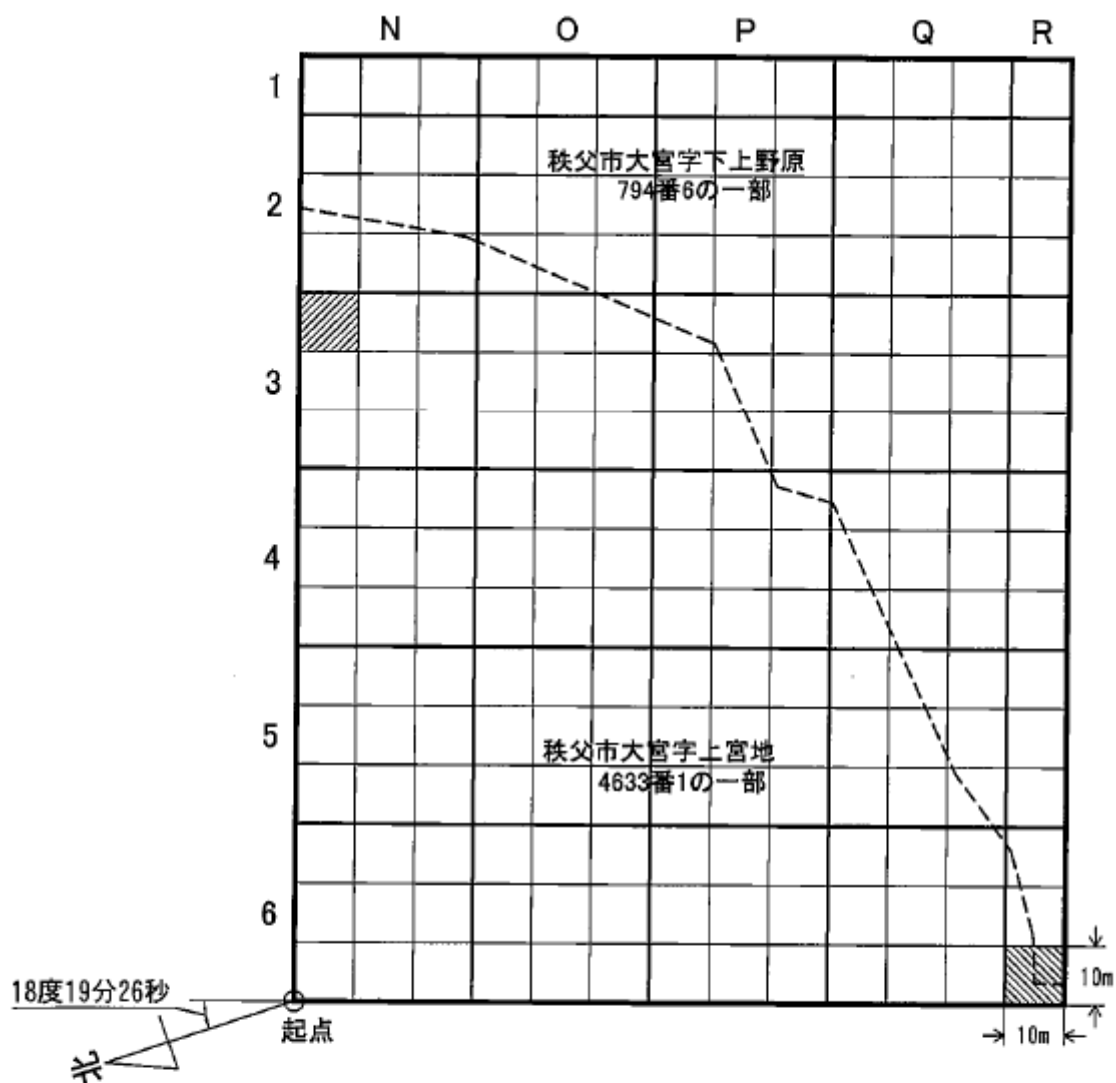
### 埼玉県告示第七百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百五十六号により指定した土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕


- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部及び字上宮地四千六百三十三番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壤の掘削による除去



【凡 例】

--- 地番境界

— 敷地境界

 要措置区域の指定を解除する区域

 要措置区域

【起 点】

起点は、秩父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。

格子の回転角度：18度19分26秒